Client Alert - Financial Sector

2024年9月号 (Vol.14)

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、金融セクターに関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2024 年 9 月号(Vol.14)を作成いたしました。実務の一助となれば幸いに存じます。

2. 目次

全般	(1)	金融庁「2024 事務年度金融行政方針」を公表
銀行・貸金	(1)	金融庁「2024 事務年度金融行政方針」を公表(銀行関係)
	(2)	資金決済制度等に関するワーキング・グループ(貸金業関連)
保険	(1)	金融庁「2024 事務年度金融行政方針」を公表(保険関係)
証券 (一種、二種、 金融仲介)	(1)	金融庁「2024 事務年度金融行政方針」を公表(証券関係)
	(2)	証券取引等監視委員会「令和6事務年度 証券モニタリング基本方針」を
		公表
	(3)	証券取引等監視委員会「証券モニタリング概要・事例集(令和6年8月)」
		を公表
	(4)	金融庁「業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点[令
		和6年7月16日開催日本証券業協会]」を公表
	(5)	金融庁、PTS 規制の緩和等に関する「令和 6 年金融商品取引法等改正に
		係る政令・内閣府令案等」を公表
アセットマネジメ ((1)	内閣官房「アセットオーナー・プリンシプル」の策定
資一任、ファンド、((2)	金融庁「2024 事務年度金融行政方針」を公表(アセットマネジメント関
投資助言)		連)
バンキング、スト ラクチャードファ	(1)	「2024 事務年度金融行政方針」 及び 「金融機関における M&A 支援の促進
イナンス		等について」の公表
金融サービス	(1)	金融庁「2024 事務年度金融行政方針」を公表(金融サービス関係)
資金移動、前払式 支払手段、電子決	(1)	資金決済制度等に関するワーキング・グループ(資金移動業関連)
済等代行業		
暗号資産・ステー ブルコイン	(1)	金融庁「第53回金融審議会総会・第41回金融分科会合同会合」を開催
		(資金決済制度等のあり方に関する検討)
	(2)	金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)
		の公表に対するパブリックコメントの結果等を公表

Client Alert - Financial Sector

データ・セキュリ ティ

- (1) 内閣官房「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議 これまでの議論の整理」の公表
- (2) 経済産業省「IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」の 公表

3. 全般

(1) 金融庁「2024事務年度金融行政方針」を公表

金融庁は、2024 年 8 月 30 日に、2024 事務年度の金融行政における重点課題及び 金融行政に取り組む上での方針である「2024 事務年度金融行政方針」を策定し、公表 しました。

その概要は以下のとおりとなります。

I. 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する

- 資産運用立国の実現に向け、以下の取組等を進める。
 - ・ 長期・積立・分散投資の重要性等を踏まえ、金融経済教育推進機構等と連携した新 NISA の適切な活用促進・金融経済教育の充実
 - · コーポレートガバナンス改革の推進
 - ・ 市場の信頼性確保の一層の推進
 - ・ 資産運用会社の機能強化、参入促進に係る取組の着実な実施
 - · アセットオーナーを支える金融機関の資産運用ビジネスのモニタリング
 - ・ スタートアップへの成長資金の供給の促進
 - · 「Japan Weeks」の開催を含めた国内外へ積極的な情報発信
- サステナブルファイナンスを推進するため、企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性確保、金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の推進、インパクト投資の実践・拡大等を図る。
- デジタル技術を用いた金融サービスの変革へ対応するため、送金・決済・与信 サービス等の規制のあり方について検討を行うほか、金融機関における健全か つ効果的な AI の利活用のためのディスカッション・ペーパーの策定、フィン テック企業等の参入促進に取り組む。

Ⅱ. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する

- 金融経済情勢等の動向を注視し、金融機関のガバナンスやリスク管理態勢等に 関するモニタリングを行うほか、金融機関による業態や国境を越えたビジネス 展開の広がりに対応するため、グループ経営に対する監督態勢を強化する。
- 事業者の持続的な成長を支援するため、金融機関による M&A 支援の促進、企業価値担保権の活用に向けた環境整備等を進める。

Client Alert - Financial Sector

- 金融機関による顧客ニーズに的確に応える質の高い金融機能の提供とビジネスモデルの持続可能性の確保に向けて対話を行う。
- 金融商品の組成・販売・管理等について、金融機関へ法令遵守態勢の徹底を求めるとともに、顧客本位の業務運営の確保に向けた態勢整備を促す。
- 保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けて、大規模な保険代理店への監督の 実効性向上等の対応を進めるとともに、保険代理店や保険仲立人に関する規制 のあり方等を見直す。
- 金融犯罪やマネロン、経済安全保障への対応、サイバーセキュリティや IT ガバナンスの強化等、台頭するリスクへの適切な対応を促す。また、国際的な動向やトランジションファイナンスの重要性等を踏まえつつ、金融機関の気候関連金融リスク管理の対応状況について確認する。

Ⅲ. 金融行政を絶えず進化・深化させる

- 金融行政の高度化のため、データ活用の高度化や財務局とのさらなる連携・協 働の推進、国内外に対する政策発信力の強化に取り組む。
- 金融庁の組織力向上のため、若手職員育成を含む職員の能力・資質の向上や主体性・自主性を重視し、誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に取り組む。

各分野の詳細については、下記の各トピックも併せてご参照ください。

(以上、3.(1)全般について)

パートナー 宮田 俊

suguru.miyata@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 青山 慎一

shinichi.aoyama@mhm-global.com

4. 銀行・貸金

(1) 金融庁「2024 事務年度金融行政方針」を公表(銀行関係)

上記 3.(1)のとおり、金融庁は、2024 年 8 月 30 日に、<u>「2024 事務年度金融行政方</u> 針」を策定し、公表しました。

主要行等については、信用リスクのモニタリングに際し、国内外の不動産業向け融資の動向を確認すること、必要に応じて個別債務者の自己査定や償却・引当等の状況を確認するとされています。さらに、IT・システムや内部監査等のあり方、海外拠点の管理体制を含むグループ・グローバルのガバナンスに関する対話、不公正取引等の検知・防止のための態勢や情報管理態勢の整備のモニタリングを行うとされています。

Mori Hamada & Matsumoto

Client Alert - Financial Sector

(2) 資金決済制度等に関するワーキング・グループ (貸金業関連)

金融庁は、2024 年 8 月 26 日に金融審議会総会を開催し、事業者が利用者からの依頼に基づき資金を預かることなく送金した上で、後日利用者に対して立替金を請求するような取引(立替サービス)が登場していることを踏まえ、立替サービスと資金移動業者による送金や貸金業者による与信との関係をどのように考えるかを資金決済制度等に関するワーキング・グループで検討することを示しました。

また、外貨建てのファイナンスニーズ等に応えるため、国内に拠点を有しない外国銀行等が国内銀行が組成するシンジケートローンに参加して貸付を行う場合に貸金業登録が必要となるが、国内への営業所設置等貸金業登録にあたっての規制に係る事業者の負担をどのように考えるかについても検討するとしています。

(以上、4. 銀行・貸金について)

カウンセル 湯川 昌紀

masaki.yukawa@mhm-global.com

5. 保険

(1) 金融庁「2024事務年度金融行政方針」を公表(保険関係)

上記 3.(1)のとおり、金融庁は、2024 年 8 月 30 日に、<u>「2024 事務年度金融行政方針」</u>を策定し、公表しました。業態別の課題への対応として、保険会社については、 ①保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けた対応、②経営基盤の強化と健全性の確保等が挙げられています。

①保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けた対応については、<u>「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書</u>を踏まえ、監督指針の改正及び業界ガイドラインの策定・改正等を進める項目として、大規模代理店に対する指導等の実効性の向上、便宜供与の解消、適切な保険金支払管理態勢の確保、企業内代理店の実務能力の向上・自立の促進が挙げられています。また、金融審議会において制度改正の必要性を含め検討する項目として、大規模代理店における態勢整備の厳格化、保険仲立人の活用促進、企業向け火災保険の赤字状況等の論点が挙げられています。

②経営基盤の強化と健全性の確保等については、「2024 年保険モニタリングレポート」と同様の視点(持続可能なビジネスモデル、統合的リスク管理(ERM)、経済価値ソルベンシー規制の導入等)が挙げられています。

Client Alert - Financial Sector

(以上、5. 保険について)

パートナー 吉田 和央

kazuo.yoshida@mhm-global.com

アソシエイト 福島 邦真

kunimasa.fukushima@mhm-global.com

6. 証券(一種、二種、金融仲介)

(1) 金融庁「2024事務年度金融行政方針」を公表(証券関係)

上記 3.(1)のとおり、金融庁は、2024 年 8 月 30 日に、「<u>2024 事務年度金融行政方</u>針」を策定し、公表しました。

証券業界との関係では、2023 事務年度の金融行政方針から引き続き、資産運用立国の実現に向けた取組として、「新 NISA 制度の活用促進」、「金融経済教育の充実化」、「コーポレートガバナンス改革の推進」、「市場の信頼性確保の一層の推進」、「スタートアップへの成長資金の供給の促進」、「サステナブルファイナンスの推進」、「金融機関のガバナンスやリスク管理態勢等に関するモニタリング」、「グループ経営に対する監督態勢の強化」等が掲げられています。

このうち、後2者としては、以下のとおり言及されており、証券会社に、市場の公正性・透明性の確保に積極的に貢献することが求められ、また、「<u>資産運用立国実現</u>プラン」の実行にも大きな役割を果たすことが期待されています。

- ・金融商品の組成・販売勧誘態勢等について、法令や自主規制規則等に則っている かモニタリングを行うとともに、顧客本位の業務運営の取組を深化させるための 不断の取組が行われるよう促す。
- ・不公正取引等の検知・防止のための態勢や情報管理態勢の整備も含め、実効性の あるコンプライアンス態勢や、内部管理態勢が構築されているかモニタリングを 行う。
- ・取引のオンライン化・低廉化や商品・サービスの多様化等の競争環境の変化を踏まえ、持続可能なビジネスモデルのあり方について経営陣を含めて対話を行うとともに、業容に応じたリスク管理態勢の構築を促す。
- ・大手証券会社については、海外ビジネスにおける安定的な収益の確保に向けた戦略・施策を含め、国内外で事業拡大の動きが見られる中、各社のビジネスモデルについて対話を行う。同時に、こうした事業戦略に見合った形で、グループ・グローバルのガバナンスやリスク管理態勢の高度化を進めることが重要である。このため、海外当局とも連携しつつ、ガバナンスやリスク管理態勢の一層の強化を促す。あわせて、内部監査の高度化の取組や、IT・システム等のあり方について対話する。

Client Alert - Financial Sector

(2) 証券取引等監視委員会「令和6事務年度 証券モニタリング基本方針」を公表

証券取引等監視委員会は、2024 年 8 月 2 日に、<u>「令和 6 事務年度 証券モニタリング基本方針」</u>(以下「本証券モニタリング基本方針」といいます。)を公表しました。

本証券モニタリング基本方針は、近年の金融商品取引業者等(以下「金商業者等」といいます。)を取り巻く環境等を踏まえ、令和6事務年度における、金商業者等に対する証券モニタリングの主な検証事項等について取りまとめたものです。

令和6事務年度においては、以下の事項が主な検証事項として挙げられており、今後、これらの事項に対しては特に重点的にモニタリングが行われることが見込まれる ため、関係各業者においては、下記の事項に対する一層の点検が求められます。

(下線部は令和5事務年度からの変更点)

業態横断的な検証事項

- ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築・顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等
- ② デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
- ③ サイバーセキュリティ対策(インターネット取引における不正アクセス対策を含む)の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理(システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む)の対応状況
- ④ AML/CFT に係る内部管理態勢の定着状況
- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策 及び再発防止策の取組状況

規模・業態別の検証事項

大手証券会社グループ

- ① 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況
- ② 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況
- ③ 不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況
- ④ 営業店における営業実態の確認及び検査

外国証券会社

- ① バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況
- ② 国内金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況

Client Alert - Financial Sector

ネット系証券会社

- ① サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況
- ② 金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等<u>に対応した</u>外部委託先の管理態勢や、<u>新たな商品及びサービスの提供</u>等の<u>ビジネスモデルの変化を踏ま</u>えた業務運営態勢の整備状況
- ③ 新しい NISA 制度が開始した中、増加する新規口座開設数や取引量に応じた 実効的な売買管理態勢をはじめとした内部管理態勢の整備状況

準大手証券、地域証券会社(地域銀行系証券会社を含む)

- ① <u>持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況について確認するとともに、</u>適合性の原則への対応
- ② 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢

外国為替証拠金取引業者

- ① サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況
- ② 広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況
- ③ ストレステストの実施を含めた決済リスク管理の状況

投資運用業者

① 運用の実態把握、運用管理態勢(外部委託運用に対するものを含む)、利益相 反管理態勢の整備状況<u>(取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢と</u> なっているかを含む)等

投資助言·代理業者

① 虚偽の説明等による勧誘<u>行為・広告手法や、忠実義務違反、主要株主・経営</u> 体制が変更された業者の内部管理態勢等

登録金融機関

① 投資勧誘等の適正性や、適合性原則への対応が適切に図られているか等の内 部管理態勢の整備状況

第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者

- ① 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性、<u>主要株主・経営体制が変更された業者の内部管理態勢</u>【第二種金商業者、特例業務届出者】
- ② 投資勧誘等の適正性、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性【金融商品仲介業者】
- (3) 証券取引等監視委員会「証券モニタリング概要・事例集(令和6年8月)」を公表

証券取引等監視委員会は、2024 年 8 月に、令和 5 事務年度<u>「証券モニタリング概要・事例集」</u>(以下「本証券モニタリング概要・事例集」といいます。)を公表しました。

Client Alert - Financial Sector

モニタリング概要・事例集は、金融商品取引業者等(以下「金商業者等」といいます。)の法令等遵守態勢及び内部管理態勢の改善・向上に資することを目的に金商業者等に対する検査を通じて把握した問題点やモニタリングに係る取組等に関して記載したものです。本証券モニタリング概要・事例集は、令和5事務年度(2023年7月~2024年6月末)に関する上記問題点や取組等を紹介しています。令和5事務年度における主な検証事項は、2023年8月1日に公表された「令和5事務年度 証券モニタリング基本方針」に挙げられたとおりであり、令和5事務年度における検査の状況は以下のとおりとされています。

・ 検査への着手:69者

· 検査の完了 : 81 者(前事務年度からの継続分を含む)

・ 勧告等 : 9 者・ 問題点の通知: 29 者

(4) 金融庁「業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点 [令和6年7月16日開催日本証券業協会]」を公表

金融庁は、<u>各業界団体との意見交換会において発信した論点</u>について公表しており、 2024年7月分の論点が公表されました。

証券業界との関係では、日本証券業協会との意見交換において提示された主な論点が公表されています。日本証券業協会との意見交換において提示された論点としては、2024事務年度の証券モニタリングに関する留意点や、顧客本位の業務運営の確保、外部委託先のサイバーセキュリティリスク管理、金融犯罪対策等が挙げられています。

2024 事務年度の証券モニタリングについては、金融商品の販売勧誘態勢に関し、法令や業務上の諸規則に則った販売勧誘態勢等が整備されているかについてもモニタリングをすることや取引のオンライン化・低廉化や商品・サービスの多様化等の証券会社を取り巻く環境変化を踏まえたリスク管理態勢の構築状況について対話を継続することが提示されています。

また、外部委託先のサイバーセキュリティリスク管理に関して、金融機関が一部業務を委託している先のサーバー等がランサムウェアに感染し、結果として、金融機関の顧客情報が当該委託先から漏えいする事案が発生したことや、当該委託先への業務委託元金融機関は委託顧客情報を検証し、漏えいがあった場合には、個人情報保護法に基づき適切な対応が必要であることが指摘されており、金融庁では、上記事例を踏まえて、金融機関の委託先管理の在り方について検討する方針であることが示されています。

Client Alert - Financial Sector

(5) 金融庁、PTS 規制の緩和等に関する「令和 6 年金融商品取引法等 改正に係る政令・内閣府令案等」を公表

金融庁は、2024 年 9 月 13 日に、<u>令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣</u>府令案等を公表しました。

改正概要の1点目は、2024年5月22日に成立した「金融商品取引法及び投資信託 及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」「において、取引規模が限定的で、 かつ、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱う私設取引システム(PTS)業務に つき、第一種金融商品取引業の登録のみで運営できるよう緩和されたことに伴い、金 融商品取引法施行令等を改正し、PTSの認可を要しないこととなる有価証券の売買高 の基準等を規定するものです。

改正概要の2点目は、金融審議会市場制度ワーキング・グループ「第二次中間整理」(2022年12月公表)において、上場株券等を取り扱うPTSに関し、取引の公正性や価格の透明性の確保を図る制度整備及び競売買方式に係る売買高上限の緩和、並びにPTS取引のうち取引所の立会外取引に類似するものに関するTOB5%ルールの適用対象外とする旨が提言されたことを踏まえて、金融商品取引法施行令等を改正し、PTSにおける競売買方式の売買高の上限の緩和やTOB5%ルールの適用対象外となるPTSにおける取引の要件を規定するものです。

本改正案に対するパブリックコメントは、2024年10月13日17時まで募集されています。

(以上、6. 証券(一種、二種、金融仲介)について)

パートナー 宮田 俊

suguru.miyata@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 青山 慎一

shinichi.aoyama@mhm-global.com

- 7. アセットマネジメント(投資信託、投資一任、ファンド、投資助言)
 - (1) 内閣官房「アセットオーナー・プリンシプル」の策定

内閣官房は、2024年8月28日に、「<u>アセットオーナー・プリンシプル</u>」を策定し、公表しました。政府は2023年12月13日に資産運用立国の実現に向けた政策プランを策定し、当該プランにおいて、アセットオーナーシップ改革の一つとして、アセットオーナーがそれぞれの運用目的・目標を達成し、受益者等に適切な運用の成果をもたらす等の責任を果たす観点から、アセットオーナー・プリンシプルを策定するとしておりましたが、これに対応したものとなります。内閣官房では、同プリンシプルの

¹ 令和6年法律32号をご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

受入れ表明をしたアセットオーナーのリストを公表することとしており、金融庁所管 事業者については、金融庁宛てに連絡することとされています²。

同プリンシプルは、法的拘束力を有するものではありませんが、各アセットオーナーは、その趣旨を確認し、十分に検討した上で、その趣旨に賛同し、受け入れるかどうか判断することが期待されるとされています。

同プリシンプルは5つの原則から構成されており、その内容は以下のとおりです。

- ① アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。
- ② 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保等の体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。
- ③ アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第 三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投 資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を 金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先 を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。
- ④ アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況 についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役 立てるべきである。
- ⑤ アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら 又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施する等、投資先 企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。
- (2) 金融庁「2024 事務年度金融行政方針」を公表(アセットマネジメント関連)

上記 3.(1)のとおり、金融庁は、2024 年 8 月 30 日に、「2024 <u>事務年度金融行政方</u> 針」を策定し、公表しました。

アセットマネジメント分野との関係では、とりわけ、「1. 資産運用立国に向けた着 実な進展等」の一環として、「(5)資産運用業の改革」が掲げられています。その具体 的な内容は以下のとおりです。

① 資産運用会社の競争力強化やガバナンス改善・体制強化

_

² https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/asset_owner/aop.html

Client Alert - Financial Sector

- ・ 大手金融機関グループに対し、資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けを明確にし、運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランを策定・ 公表するよう要請し、その取組をフォローアップする。
- ・ 資産運用業が金融業の中で銀行・保険・証券に並ぶ第4の柱となるよう、業界 の健全な発展を推進する。
- ・ 資産運用会社等における適切なプロダクトガバナンスを確立すべく、「顧客本位の業務運営に関する原則」を改訂し、資産運用会社等における取組状況をフォローアップする。
- ② 日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正
- · 投資信託の基準価額算定について、一者計算の普及を促す。
- ・ 資産運用会社が販売会社と投資信託の情報をやり取りする公販ネットワーク につき、システムベンダーに対し 2025 年度内を目途に互換性を確保するよう 促す。
- ・ 投資家保護に支障のないと考えられる投資信託約款の変更の類型について明確化等を検討する。
- ③ 金融・資産運用特区の推進
- ・ 国や対象地域(北海道・札幌市、東京都、大阪府・市、福岡県・市の 4 地域) の地方公共団体による、「金融・資産運用特区」のパッケージの取組を着実に 推進する。
- ④ 新興運用業者促進プログラム(日本版 EMP)の実施
- : (i)金融機関等の EMP 取組事例の公表・更新、(ii)新興運用業者を一覧化したエントリーリストの提供、(iii)投資運用業の内部管理部門のコスト削減に向けた環境整備、(iv)海外からの参入を支援する金融創業支援ネットワークや拠点開設サポートオフィス等の効率化や拡充等により、新興運用業者促進プログラム(日本版 EMP)を着実に実施する。

このほか、上記(1)のアセットオーナー・プリンシプルについて、「(6)アセットオーナーシップの改革」に位置付けています。

(以上、7. アセットマネジメント(投資信託、投資一任、ファンド、投資助言)について)

カウンセル 白川 剛士

tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

8. バンキング、ストラクチャードファイナンス

(1) 「2024 事務年度金融行政方針」及び「金融機関における M&A 支援 の促進等について」の公表

金融庁が 2024 年 8 月 30 日に公表した「2024 事務年度金融行政方針」では、①M&A の支援及び②スタートアップへの成長資金の供給の促進が掲げられています。

このうち①M&A 支援に関しては、同日付で金融庁をはじめとする関連省庁連名による「金融機関における M&A 支援の促進等について」と題する金融業界団体宛の要請が発出されています。これは、ファイナンス面からの M&A 支援の一層の促進を目的として、金融機関から顧客企業への最適なソリューションの提案及びそのための体制整備、「中小 M&A ガイドライン」を踏まえた適切な対応、並びに、経営者保証の見直しに係る改正監督指針(2024 年 10 月に適用開始予定)及び「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえた取組方針の策定等の対応を、官民金融機関に要請するものです。

さらに、これらと同日付で、中小企業庁が「中小 M&A ガイドライン (第 3 版)」を公表しています。今回の改訂の中では、例えば M&A 対象企業の経営者による個人保証が付されている場合において、当該経営者保証を解除したり、対象会社の譲受人側の保証に移行したりする際にトラブルが生じやすいという実情を踏まえ、これらの解除・移行に際してとるべき手順やドキュメンテーション上の留意点が示されています。これらの要請・ガイドラインに従って、健全な M&A 取引の発展に資する適切なファイナンス実務が広がることが期待されます。

②スタートアップ支援の観点からも、経営者保証に依存しない融資慣行の確立が重要な課題となっており、「2024 年事務年度金融行政方針」においても、「経営者保証改革プログラム」(2022 年 12 月公表)の施策等の着実な実行が求められています。また、これと軌を一にする動きとして、2024 年 6 月に成立し公布された「事業性融資の推進等に関する法律」の円滑な施行(2026 年春ごろの施行が想定されている)に向けた準備が続けられており、2024 年 7 月には金融庁内に「事業性融資推進プロジェクト・チーム」が発足しています。同法に基づき創設される企業価値担保権の制度趣旨の周知及び実務上の活用方法に関する議論が今後一層進められることが期待されます。

(以上、8. バンキング、ストラクチャードファイナンスについて)

パートナー <u>倉持 喜史</u>

yoshihito.kuramochi@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

9. 金融サービス

(1) 金融庁「2024事務年度金融行政方針」を公表(金融サービス関係)

上記 3.(1)のとおり、金融庁は、2024 年 8 月 30 日に、「2024 <u>事務年度金融行政方</u> 針」を策定し、公表しました。

金融サービスとの関係では、「金融商品の販売会社等における顧客本位の業務運営の確保」、「利用者目線に立った金融サービスの普及」が掲げられています。

このうち、「金融商品の販売会社等における顧客本位の業務運営の確保」に関して は、以下のとおり言及されています。

- ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(2023年11月成立)により、金融 商品の組成・販売・管理等において金融事業者に顧客等の最善の利益を勘案する こと等を義務付けたところ、このために必要な態勢が構築されているかモニタリ ングを行う。
- ・特に、投資経験が少ない NISA 利用者に対しては、ニーズやリスク許容度の確認、 商品特性や注意点等に関する説明、販売後のフォローアップについて、より丁寧 な対応を行うことを促す。

また、「利用者目線に立った金融サービスの普及」に関しては、「①顧客本位の業務運営」と「②顧客に寄り添った金融サービスの提供」が掲げられており、それぞれ以下のとおり言及されています。

① 顧客本位の業務運営

- 家計が安心して金融商品を購入できる環境を整備するため、販売会社等の顧客本位の業務運営の確保に向けモニタリングを行う。具体的には、販売会社等において、経営陣の関与のもと、適切なプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、従業員の報酬・業績評価体系が整備されているかについてモニタリングを行うとともに、各金融機関が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針に関して金融機関と対話を行う。
- 外貨建一時払保険や仕組債の販売勧誘・顧客管理等に係る業界規則等への金融機関の対応状況を確認するとともに、販売実績や苦情の状況から留意が必要なリスク性金融商品を特定し、その販売・管理態勢等の妥当性を検証する。

② 顧客に寄り添った金融サービスの提供

- 高齢化をはじめとした我が国経済社会の急速な変化を踏まえ、金融機関及び 業界団体に対し、顧客に寄り添った丁寧な対応を促す。
- 高齢顧客の様々な課題やニーズへの対応に関しては、認知判断能力が低下した顧客の取引を親族や高齢者等終身サポート事業者等が代理する場合における対応等について、利用者利便の向上とトラブル防止の観点から、後見制度支

Client Alert - Financial Sector

援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体と対話 を行い、さらなる取組を支援する。

- 障がい者が、安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備のほか、代筆・代読や電話リレーサービスへの対応を含む研修等を通じた現場職員による対応の徹底等、改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえた上で、社会的障壁の除去に向けた金融機関及び業界団体の取組を一層促す。
- 外国人による金融サービスの利用に関しては、在留外国人の増加が見込まれることも踏まえ、円滑な口座開設等に資する情報や注意点を利用者等に周知する。あわせて、手続の円滑化・効率化に向けた地方公共団体との連携を含めた態勢整備や、外為法上の非居住者と判定される顧客に関する対応等、サービスの適切性・利便性向上を図るための金融機関及び業界団体の取組を一層推進する。

(以上、9. 金融サービスについて)

パートナー 篠原 孝典

<u>takanori.shinohara@mhm-global.com</u>

10. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業

(1) 資金決済制度等に関するワーキング・グループ (資金移動業関連)

金融庁は、2024 年 8 月 26 日に、金融審議会総会を開催し、資金移動業者の破綻時に利用者への資金還付手続をより迅速に進めていく観点からの制度整備、クロスボーダーの収納代行サービスに係る資金移動業者による送金サービスとの規制の衡平について、資金決済制度等に関するワーキング・グループで検討することを示しました。

(以上、10. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業について)

カウンセル 湯川 昌紀

masaki.yukawa@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

11. 暗号資産・ステーブルコイン

(1) 金融庁「第 53 回金融審議会総会・第 41 回金融分科会合同会合」 を開催(資金決済制度等のあり方に関する検討)

金融庁は、2024 年 8 月 26 日に、<u>第 53 回金融審議会総会・第 41 回金融分科会合同</u> 会合を開催し、資金決済制度等のあり方に関する検討を提案しています。

暗号資産等分野においては、①暗号資産交換業者の国際的な破綻事例が発生したことを踏まえて、グローバルに活動する暗号資産交換業者が破綻した場合等に、国内の利用者財産の返還を担保する仕組みが考えられないか、②電子決済手段の一類型である特定信託受益権の発行見合金について、全額を預貯金で管理することが求められているところ、電子決済手段としての価格安定性、流動性、償還確実性を確保しつつ、管理・運用方法を柔軟化することについてどう考えるか、がテーマとして挙げられています。

上記①については、金融商品取引業者を兼ねる暗号資産交換業者の破綻事例において、金融商品取引法 56 条の 3 に基づいて金融商品取引業者として資産の国内保有命令が発出されていますが、資金決済法においても国内の利用者財産の返還を担保するための規律を設けることを検討するものと推察されます。

また、上記②については、2024 年 4 月に自由民主党デジタル社会推進本部 web3 プロジェクトチームから公表された Web3 ホワイトペーパー2024 において「円建てステーブルコインの発行については、特定信託受益権の発行代金はすべて円建ての要求払い預金で管理することが求められており、円短期金利が事実上ゼロであることから事業継続が困難であるため、国債の組入れを認めてほしいとの業界の要望は強い。この点、国債の組入れを認めることによるプラスの側面(事業継続性(収益性)の向上、裏付資産としての安全性の向上)とマイナスの側面(国債については価格変動や流動性のリスクがあること)の両方の観点を踏まえ、その是非について検討を進めることが望ましい。」という提言がなされており、特定信託受益権の発行見合金について国債を含む預貯金以外の資産での運用を許容するか検討するものと思われます。

2024年9月25日に資金決済制度等に関するワーキング・グループ(第1回)が開催されており、同ワーキング・グループにおける議論への注視が必要だと考えられます。

Client Alert - Financial Sector

(2) 金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)の公表に対するパブリックコメントの結果等を公表

金融庁は、2024年9月6日に、<u>事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の</u> 一部改正(案)の公表に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。改正内 容の詳細は、本レター Vol.13 8.(1)をご参照ください³。

パブリックコメント手続では、暗号資産交換業や電子決済手段等取引業における「媒介」の該当性について、例えば以下の見解が金融庁から示されています。

- ・一般に、暗号資産交換業者から支払われる経済的対価が取引の成約高に連動するという事情は、当該行為の媒介該当性を判断する上で考慮すべき事情となるものと考えられるが、暗号資産の売買等の媒介に至らない行為の事務処理の委託を受ける場合には、その委託を受ける事務の内容も暗号資産の売買等の媒介に該当しないと考えられるため、委託者である暗号資産交換業者から支払われる経済的対価が取引の成約高に連動するものであるとしても、暗号資産の売買等の媒介に該当しない(2番)
- ・業者が管理するウェブサイトやアプリ画面上において、暗号資産交換業者から 提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載を行う場合、当該コンテンツの内 容に当該暗号資産交換業者に係るサービスの内容や取引条件が記載されていて も、媒介と評価されるものではない(3番)
- ・ウェブサイトの外形やコンテンツの内容を踏まえ、利用者から見て誰をコンテンツの提供主体と認識することとなるのかという事情も、媒介該当性を判断する上での考慮要素となるものと考えられ、例えば、ウェブサイト上の外形の表示からコンテンツの提供主体が暗号資産交換業者であることを明確に判別できる等、利用者にとってコンテンツの提供主体が暗号資産交換業者であることを合理的に認識可能な方法で提供する場合、「コンテンツの転載のみを行い」に該当し媒介に該当するものではない(5番)
- ・事業者が自己のウェブサイト上等において、暗号資産交換業者の商品案内等の コンテンツの転載を行うために、自己のウェブサイト内において必要なシステム上の対応や開発を行うことは、暗号資産の売買等の媒介に該当するものでは ない (7番)
- ・アプリにおいて、単に暗号資産交換業者から各種データ(暗号資産の残高、価格 (変動)、現在価値(変動))を取得・表示する機能を提供するのみであれば、

³ ただし、パブリックコメントの手続きを経てガイドラインの文言の修正が生じている点に留意が必要です。具体的には、事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係) I -1-2-2 (注 2) c の「但し、当該業者によって当該商品等を推奨・説明するような行為が伴う場合には、暗号資産の売買等の媒介に当たることがあり得る。」という但書が「ただし、当該リンクの設定や当該コンテンツの転載とあわせて、当該業者独自の見解として当該商品等を推奨・説明する場合には、暗号資産の売買等の媒介に当たることがあり得る」に修正されています(事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係17 電子決済手段等取引業者関係)においても同様の修正がされています。)。

Client Alert - Financial Sector

暗号資産の売買等の媒介には該当しない(但し、当該アプリにおいて暗号資産交換業者のサイトへのリンクを設定する行為が暗号資産の売買等の媒介に該当するかは、リンクの設定の態様や、委託元の暗号資産交換業者のサイトの内容等を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものである) (10番)

- ・電子決済手段の発行者が行う電子決済手段の発行及び償還は、「電子決済手段の 売買又は他の電子決済手段との交換」(資金決済法2条10項1号)に該当しな いと解されることから、これを仲介する行為についても基本的には電子決済手 段の売買等の媒介(資金決済法2条10項2号)に該当しない(なお、仲介者が 顧客に代わって発行者との間で電子決済手段の授受を行うような事情が認めら れる場合には、「他人のために電子決済手段の管理をすること」(資金決済法2 条10項3号)に該当する可能性がある)(11番)
- ・(アフィリエイト広告について)各行為がウェブサイト等において暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載のみを行うものであると認められる場合には、基本的には暗号資産の売買等の媒介には該当しない(但し、当該コンテンツの転載とあわせて、アフィリエイター独自の見解として当該商品等を推奨・説明する場合には、暗号資産の売買等の媒介に当たることがあり得る)(12・13番)

本改正は、2024年9月6日から実施されています。

(以上、11. 暗号資産・ステーブルコインについて)

パートナー 白根 央

hiroshi.shirane@mhm-global.com

シニア・アソシエイト <u>尾登 亮介</u>

ryosuke.onobori@mhm-global.com

12. データ・セキュリティ

(1) 内閣官房「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議 これまでの議論の整理」の公表

2024 年 8 月 6 日に、第 3 回「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた 有識者会議」が開催され、同月 7 日に「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に 向けた有識者会議 これまでの議論の整理」(以下「サイバー安全保障中間整理」と いいます。)が公表されました。同会議は、「国家安全保障戦略」(2022 年 12 月 16 日閣議決定)に基づき、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上 に向上させるべく、当該分野における新たな取組の実現のために必要となる法制度の

Client Alert - Financial Sector

整備等について検討を行うことを目的としています。過去の有識者会議の概要については本レター Vol.13 をご参照ください。

サイバー安全保障中間整理は、「官民連携の強化」、「通信情報の利用」、「アクセス・無害化」、「横断的課題」の4つの部分から構成されており、それぞれにおいて今後検討が必要と思われる事項が列挙されています。

例えば、「官民連携の強化」の「3.政府の情報提供・対処支援を支える制度」の項目では、「国民生活等の基盤となる事業者については、政府が資産情報を把握し、関連するゼロデイ情報等を速やかに提供する枠組みを構築すべきではないか」、「重要インフラのデジタル依存度が増していることを踏まえれば、継続的なサービス提供のため、影響の大きさに応じ、インシデント報告を義務化し、情報共有を促進すべきではないか。」等の検討事項が、「横断的課題」の「2.重要インフラ事業者等の対策強化」という項目では、「デジタル空間における位置づけ等を踏まえた重要インフラ分野の範囲等を検討すべきではないか」、「サービスの継続とサプライチェーンを含めたレジリエンス強化の観点を踏まえて、政府が普段から重要インフラ等の国民生活や社会経済に対する影響度や相互依存関係を適切に把握し、必要な連携や優先度等を踏まえた対応ができるように備えるべきではないか」等の検討事項が示されています。

ここにいう重要インフラには、当然ながら金融も含まれると考えられます。本議論の整理で提示された検討事項は今後、この有識者会議でさらに議論され、法整備が進むことも想定されますので、動向を引き続き注視することが有益と考えられます。

(2) 経済産業省「IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」の公表

経済産業省は、2024 年 8 月 23 日に、「<u>IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針</u>」を公表しました。IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度(以下「IoT 適合性評価制度」といいます。)は、適合性評価を受けた製品に対してセキュリティ要件に応じたラベルを付与し、製品の付加価値向上に繋げるものであり、法的な義務付けを伴わない任意制度として構築されています。

この制度は、日本の IoT 製品が国際的な市場競争力を失わないよう、諸外国の制度 検討や取組状況も踏まえ、調達者が、自らが求めるセキュリティ水準の IoT 製品を容 易に選定できるようにし、適切なセキュリティ対策が講じられている IoT 製品が普及 する仕組みを構築することが必要とされているという認識に基づき、2022 年 11 月か ら検討が進められてきました。

IoT 適合性評価制度では、消費者向け・企業向けを問わず、幅広い IoT 製品が対象とされ、適合性評価のレベルについては、IoT 製品共通の最低限の脅威に対応するための基準(☆1)と、IoT 製品類型ごとの特徴に応じた基準(☆2~☆4)が定められ、必要なセキュリティ水準に応じ適用されることになります。評価方式に関しては、☆1及び☆2 については、制度の普及促進のため、ベンダーによる自己評価(評価機関等へ

Client Alert - Financial Sector

の評価依頼も可能)を通じた自己適合宣言とされ、☆3 及び☆4 については、高度の信頼性の確保のため、第三者認証とされています。

☆1 については、2024 年度中に制度の開始を目指すとされており、まずは、政府機関や重要インフラ事業者においてラベルが付与された製品の選定を調達要件に含めることを働きかけ、製品ベンダーによるラベル取得や、民間企業及び消費者への普及を図るとしています。

(以上、12. データ・セキュリティについて)

カウンセル <u>蔦 大輔</u>

daisuke.tsuta@mhm-global.com

アソシエイト 塩崎 耕平

kohei.shiozaki@mhm-global.com

Mori Hamada & Matsumoto

Client Alert - Financial Sector

セミナー情報

https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/

▶ セミナー <u>『NFT の法律実務と課題』</u>

開催日時 2024年10月1日(火)18:20~20:05

講師 増田 雅史

主催 ー橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻

▶ セミナー 『メタバースの法律実務と課題』

開催日時 2024年10月8日(火)18:20~20:05

講師 増田 雅史

主催 ー橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻

▶ セミナー 『サイバーセキュリティリスクと平時・有事における情報開示(第

99 回監査役全国会議)』

開催日時 2024年10月11日(金)13:30~15:00

講師 蔦 大輔

主催 公益社団法人日本監査役協会

▶ セミナー <u>『Web3・メタバース領域とソフトロー』</u>

開催日時 2024年10月15日(火)18:20~20:05

講師 増田 雅史

主催 ー橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻

セミナー <u>『Web3 領域における海外規制動向』</u>

開催日時 2024年10月22日(火)18:20~20:05

講師 増田 雅史

主催 ー橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻

▶ セミナー <u>『Web3・メタバースの政策動向と将来展望』</u>

開催日時 2024年10月29日(火)18:20~20:05

講師 増田 雅史

主催 ー橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻

文献情報 https://www.mhmjapan.com/ja/publications/

▶ 論文 「非上場スタートアップに新たな可能性 特定投資家私募制度によ

る資金調達の実務ポイント」

掲載誌 旬刊経理情報 No.1715

著者 根本 敏光、山口 大貴、橘川 文哉 (共著)

Client Alert - Financial Sector

▶ 論文 「事業性融資の推進等に関する法律の概要(上)—企業価値担保権

を中心に」

掲載誌 NBL No.1270

著者 飯島 隆博(共著)

▶ 論文 「事業性融資の推進等に関する法律の概要(下)—企業価値担保権

を中心に」

掲載誌 NBL No.1271

著者 髙倉 佑介(共著)

▶ 論文 「2024 年金融商品取引法の改正―公開買付制度及び大量保有報告

制度について一」

掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.36 No.9

著者 笠間 周子(単著)

▶ 論文 「外国投資信託でない外国籍信託型ファンドの金融規制上・税務上

の位置付け」

掲載誌 金融法務事情 No.2240

著者 坂東 慶一(単著)

NEWS

https://www.mhmjapan.com/ja/news/

▶ 法律業界向けの生成 AI に関する Harvey 社とのパートナーシップについて

森・濱田松本法律事務所(以下「MHM」)は、法律業界向け生成 AI ソリューションのグローバル・プラットフォームとして業界をリードする Harvey 社と提携することになりましたので、お知らせいたします。

本提携により、MHM は、日本における Harvey 社のオープンエンド API の独占的使用権、同社の革新的な新製品である Vault(生成 AI で強化された大規模データセットのレビュー機能)へのアクセス権、その他の同社のプラットフォームへのアクセス権を有することとなります。MHM は、アジアに本拠を置く Harvey 社の初めてのパートナーとなります。

当事務所のマネージングパートナーである飯田 耕一郎 弁護士のコメント:「当事務所は、法律業界をリードする生成 AI プラットフォームを提供している Harvey 社と戦略的パートナーシップを締結することで、更に、当事務所の業務における最先端のテクノロジーの利活用を推進する所存です。国内外の拠点において AI の利活用を進めることにより、当事務所のリーガル・サービスを強化し、クライアントの皆様に更なる付加価値を提供して参ります。Harvey 社との協業を通じて、

Client Alert - Financial Sector

AI の利活用の更なる可能性を追求することを楽しみにしております。」

Harvey 社の CEO である Winston Weinberg 氏のコメント:「MHM との提携は、当社にとって、日本及びアジアに進出する重要な一歩となります。このパートナーシップは、卓越性、革新性、顧客重視のサービスという共通の価値観の上に成り立っています。MHM の信頼に感謝するとともに、日本及びアジアにおいて AI を活用した優れたリーガル・ソリューションを提供するために協力できることを楽しみにしています。」

MHM は、Harvey 社とのパートナーシップを通じて、地域、業務、言語を問わず、 文書レビュー、デューデリジェンス、調査業務等において、生成 AI の活用を更に 推進し、クライアントの皆様に対し、より一層質の高い法務サービスを提供する ことができるよう目指して参ります。

▶ ヒュー・ケネディ弁護士が入所しました

当事務所は、東京を拠点とするビジネスディベロップメント部門ヘッドとして ヒュー・ケネディ弁護士を迎えました。

ヒュー・ケネディ弁護士は、英国・オーストラリア及びアジア有数の法律事務所 及び戦略系コンサルティングファームにおいて、ビジネスディベロップメント、 イノベーション、戦略・マーケット・インテリジェンス/プランニング、メディア・ リレーション、ナレッジ・マネジメント、ブランド・マネジメント及びレピュテー ション・マネジメントなど、幅広くプロフェッショナルファームのビジネスディ ベロップメントの指導的な地位を務めてきました。これまで、シンガポール、東 京、ロンドン及びダブリンにおいて執務した経験があります。アイルランドのダ ブリン出身であり、アイルランド弁護士会に所属しております。

ヒュー・ケネディ弁護士の入所により、当事務所は、さらに充実した体制でトップレベルの国際的なリーガルサービスをクライアントの皆様に提供することができるようになります。

(以下、ヒュー・ケネディ 弁護士 からのご挨拶)

この度、日本及びアジア有数の法律事務所として発展・拡大している森・濱田松本法律事務所のビジネスディベロップメント部門へッドとして入所できることを大変光栄に思います。

事務所全体の豊富な人的リソースと国内外のオフィスと緊密に連携し、当事務所の継続的な成長と成功に大きく貢献できるよう努めてまいります。

Client Alert - Financial Sector

▶ 【重要】当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意く ださい

当事務所を騙り著作権侵害通知に関するメールを送信している事例や、出会い系 詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務 所は、このようなメールやウェブサイトに一切関係がございません。メールやウェ ブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。

また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメール、SNSのメッセージを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。 また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差し上げた事案について、当事務所の他の弁 護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはあ りません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるとご理解下さい。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800 (総合案内) (9時00分~17時00分)

E-mail: mhm_info@mhm-global.com

▶ 横浜オフィス業務開始のお知らせ

横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2024 年 8月19日より、正式に業務を開始いたしました。

横浜オフィスには、コーポレート・ガバナンスを含めた会社法全般、スタートアップ支援、M&A、訴訟・紛争等の分野において豊富な経験を有する河島 勇太 弁護士及び高津 洸至 弁護士が所属し、東京オフィスをはじめとする他の国内拠点に加えて、クロスボーダーの M&A やアジア進出などの業務につきましては、ニューヨーク・北京・上海・シンガポール・バンコク・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ヤンゴン・マニラの各海外拠点及び提携事務所、当事務所所属の弁護士が滞在する各国の法律事務所と密に連携し、神奈川県のクライアントの皆様の近くで、きめ細やかに最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

Client Alert - Financial Sector

➤ AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」における「MORI HAMADA ライブラリー」提供開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所(以下「MHM」)は、株式会社 LegalOn Technologies(本社:東京都渋谷区 代表取締役 執行役員・CEO:角田望、以下「LegalOn Technologies 社」)が提供する、法務業務全体を包括的に支援する AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」において MHM が作成する法務コンテンツを搭載した「MORI HAMADA ライブラリー」の提供を 9 月 12 日より開始したことをお知らせいたします。

LegalOn Cloud において MHM が提供する「MORI HAMADA ライブラリー」では、まずは、M&A や国際取引に関するひな形、各種会社法関連書類、それらに付随する解説記事などの法務コンテンツを搭載する予定です。M&A 関連や国際取引などのより複雑かつ高い専門性が求められる案件について、必要な書式・解説を提供することで企業法務を支援いたします。これにより、複雑かつ専門性の高い案件での適切な契約リスクのコントロールや、スピード感のある対応を支援できるものと考えております。

MHM はクライアントの皆さまに対し、今後も業務に役立つ実用的な法務コンテンツを提供し、企業法務の支援を行ってまいります。